

高知県建設工事成績評定要綱

高知県建設工事成績評定要綱

平成17年3月3日制定
平成20年4月1日改定
平成23年7月1日改定
平成24年4月1日改定
平成28年4月1日改定
令和7年4月1日改定
土木部長

(目的)

第1条 この要綱は、高知県建設工事検査規程（昭和42年高知県訓令第3号。以下「検査規定」という。）第13条の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るため厳正かつ的確な評定を実施し、もって建設業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、1件の当初請負代金額が500万円以上の請負工事について行うものとする。
(ただし、建築課・営繕課・住宅課が監督するものは除く)

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、検査規程第4条の規定により検査を命じられた検査員並びに当該工事を担当する監督職員（総括監督員、専任監督員、主任監督員、工事監督員）とし、下表の区分とする。

完 成 検 査	評 定 対 象 者
1) 第一次評定者	工事監督員・主任監督員
2) 第二次評定者	総括監督員 (もしくは専任監督員)
3) 最終評定者	検査職員

(現場の実態把握)

第4条 工事成績の評定を行う立場にあるものは、努めて現場の巡視を行い粗漏な工事の防止、工事安全の確保、工事促進等に適切な指導と助言を行うとともに、工事成績の評定資料となる諸要素の把握に努めなければならない。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の評定は、別に定める「工事成績採点の考査項目別運用表」により行うものとする。

3 評定の結果は、別記様式1「工事成績評定表」（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

4 細目別評価点は、別記様式2「細目別評価点表」に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 検査職員である評定者は完成検査（債務工事の最終出来高検査と部分引渡検査を除く）の終了後

に、監督職員である評定者は工事が完成したときに、それぞれ評定を行うものとする。

- 2 監督職員は、検査が実施されるまでに、検査職員が行うものを除く評価を取りまとめのうえ評定表を検査職員に提出するものとする。
- 3 検査職員は、監督職員から提出された評定表に、工事の評定を加えて評定点の合計を記入するものとする。

(評定の報告)

第7条 最終評定者は、評定表において極端な点数が認められた場合は、建設検査長に報告しなければならない。

- 2 報告を受けた建設検査長は、評定内容を確認するため、対象となる工事を監督した所属の長及び建設検査長が認める者において、評定の内容を確認しなければならない。
- 3 報告された評定表は、評定の内容を確認した後に検査命令権者に提出することとする。

(評定表等の提出)

第8条 検査職員は、評定を行ったときは、評定表等を検査調書に付し、検査命令権者に提出するものとする。

(評定結果の通知等)

第9条 検査命令権者は、評定者から評定表等の提出があったときは、当該工事の受注者に評定点を速やかに別記様式3により通知するとともに当該工事の入札及び契約担当部署で閲覧に供するものとする。

- 2 閲覧期間は、当該工事の完成検査日の属する年度及びその翌年度とする。

(評定の修正等)

第10条 検査命令権者は、第9条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 検査命令権者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第11条 第9条第1項または第10条第2項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面（別記様式4）により当該工事を監督した所属の長（以下「所属長」という。）に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 所属長は、前項による説明を求められたときは、書面（別記様式5）により回答するものとする。
- 3 所属長は、第1項の書面の写し及び前項の書面の写しを事務所内並びに入札及び契約担当部署において閲覧に供するものとする。
- 4 閲覧期間は、当該工事の完成検査日の属する年度及びその翌年度とする。

(再説明請求等)

第12条 第11条第2項の回答を受理した者で当該回答に不服がある者は、回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面（別記様式4準用）により、所属長に対して再説明を求めることができる。

- 2 所属長は、前項による再説明を求められたときは、検査規程第12条第2項の「検査処置検討会議」の審議を経て書面(別記様式5準用)により回答するものとする。
- 3 所属長は、第1項の書面の写し及び前項の書面の写しを事務所内並びに入札及び契約担当部署において閲覧に供するものとする。
- 4 閲覧期間は、当該工事の完成検査日の属する年度及びその翌年度とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、工事成績評定に関し別途細目を定めることができる。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。
- 3 この要綱は、平成23年7月1日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。ただし、第10条は、遡って適用できるものとする。
- 4 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。
- 5 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。
- 6 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後契約する工事から適用する。

工 事 成 績 評 定 表

建設検査長	技術管理課長	課長補佐	所長	次長	技術次長	技査	課長	チーフ												
工事番号					所 属 名															
工事名					契約年月日															
工事場所					工期	着工														
請負者名						完成														
請負金額					竣工年月日															
現場代理人					検査年月日															
主任技術者					工事監督員															
監理技術者					工事副監督員															
評 定 職 員	主任・工事監督員職氏名			総括(専任)監督員職氏名					検査員職氏名											
評 価 項 目		主任・工事監督員評定					総 括 監 督 員 評 定					検 査 員 (完 成) 評 定								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1.施工体制	I.施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	II.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2.施工状況	I.施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II.工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	III.安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	IV.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0														
3.出来形 及 び 出来ばえ	I.出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II.品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III.出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0	
4.工事特性	I.施工条件への対応										0.0									
5.創意工夫	I.創意工夫			0.0																
6.社会性等	I.地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点								
評定点(65±加減点合計)		① 点					② 点					③ 点								
7.評定点計		点																		
		① 点×0.4+					② 点×0.2+					③ 点×0.4=					点			
8.法令遵守等							点													
9.評定点合計		点										7.評定点-8.法令遵守等								
所 見	主任監督員・工事監督員					総括監督員					検査員									
・評定点合計で、80点以上、60点未満は必ず記述すること。																				

別記 様式 2

細 目 別 評 定 点 表

項 目	種 別	①主任監督員・工事監督員	②総括（専任）監督員	③検査員	細目別評定点	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	×0.4+2.9＝ 点				3.3 点
	II. 配置技術者	×0.4+2.9＝ 点				4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	×0.4+2.9＝ 点		×0.4+6.5＝ 点		13.0 点
	II. 工程管理	×0.4+2.9＝ 点	×0.2+3.2＝ 点			8.1 点
	III. 安全対策	×0.4+2.9＝ 点	×0.2+3.3＝ 点			8.8 点
	IV. 対外関係	×0.4+2.9＝ 点				3.7 点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	×0.4+2.8＝ 点		×0.4+6.5＝ 点		14.9 点
	II. 品質	×0.4+2.9＝ 点		×0.4+6.5＝ 点		17.4 点
	III. 出来映え			×0.4+6.5＝ 点		8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件への対応		×0.2+3.3＝ 点			7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	×0.4+2.9＝ 点				5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		×0.2+3.2＝ 点			5.2 点
7. 法令遵守等			×1.0＝ 点			
評 定 点 計		点	点	点		100 点
		40 点	20 点	40 点		
評 定 点 合 計						点

*1 1～3の評点（加減点合計）＋4～6の評定（加減点合計）－7の評点（減点）＝評定点合計
各評定点は、少数2位を四捨五入し小数1位止めとする。

*2 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

様

高 知 県 知 事

工事成績評定について（通知）

工 事 番 号		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	着 工	
	完 成	
請 負 代 金 額		
契 約 年 月 日		
検 査 年 月 日		
出 来 高 金 額		
評 定 点		
I C T 活 用 工 事		
※ 項目別評定点は、別表1のとおり		

別表 1

項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品質	／ 17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
8. 法令遵守等		(減点)
評定点合計		／ 100.0 点

工事成績評定結果説明請求書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

工事成績評定について、評定結果に不服がありますので、下記の事項について説明を求めます。

記

発注機関名	
工事番号	
工事名	
工事場所	
説明を求める事項	
説明請求理由	

工事成績評定結果説明請求回答書

令和 年 月 日

(説明請求者)

様

高知県知事 濱田 省司

工事成績評定結果の説明については、下記のとおりです。

記

発注機関名	
工事番号	
工事名	
説明請求申立者 住所、名称等	
説明請求内容	
説明内容	